

令和3年12月実施

第72回計量士国家試験

案内書

この試験案内には受験願書の提出方法から、試験当日の注意、合格発表に関する事項までが記載されています。試験の合格発表まで、お手元に大切に保管してください。

経済産業省産業技術環境局
基準認証政策課計量行政室

目 次

第7 2回計量士国家試験の実施について

I	計量士制度の概要	
1.	計量士制度の必要性	1
2.	計量士の職務及び計量士の区分	1
3.	計量士の登録	1
II	計量士国家試験及び受験手続について	
1.	試験の区分	2
2.	受験資格	2
3.	試験の内容、試験科目及びその範囲	2
4.	試験科目の一部免除	4
5.	受験願書の提出先	4
6.	受験願書の受付期間	4
7.	受験票及び試験会場案内の送付	4
8.	試験日	5
9.	試験地	5
10.	試験の時間割及び試験方法	5
11.	電卓等の使用禁止	5
12.	試験申込みに必要な書類等	6
13.	受験手数料	7
14.	合格者の発表	7
15.	個人情報の取扱いについて	7
16.	願書に記載の管理番号について	7
17.	願書の到着確認について	7
18.	その他	8
III	受験願書の記入要領	9
	特別措置に関する申請書	12
	変更届様式	13
IV	試験についての照会先	14
V	受験者の心得について	
1.	受験票	14
2.	試験当日の一般的注意事項	14
3.	試験室内における注意事項	15
4.	その他	15
	複数願書提出様式	16

第72回 計量士国家試験の実施について

1. 受験願書の 配布・受付期間	願書配布 (願書提出先への請求による配布及びインターネットによる配布を行います。) インターネット： 令和3年7月1日(木)～ 令和3年8月6日(金) 願書提出先への請求：令和3年7月1日(木)～ 令和3年7月30日(金)
	願書郵送受付：令和3年7月1日(木)～ 令和3年8月6日(金) 受付期間中の消印有効 本頁裏面の受験願書の提出先へ簡易書留で郵送してください。
2. 受験願書の 受付方法	簡易書留による郵送でのみ受け付けます。
3. 受験手数料	8,500円の国の収入印紙を願書に貼付。
4. 試験日	令和3年12月12日(日)
5. 電卓等	電卓の持ち込み、通信機器及び計算機能付き機器の使用を禁止します。

※受験願書の配布及び受付は、経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各経済産業局消費経済課及び沖縄総合事務局経済産業部商務通商課では行いません。

○今年度の計量士国家試験の実施に関する留意事項について

新型コロナウイルス感染症を巡る状況等によっては、試験実施の延期や会場変更等せざるを得ない場合等があり、試験実施の情報について、経済産業省ホームページ（以下のURL）に随時掲載します。

URL:<https://www.meti.go.jp/information/license/index.html>

また、試験当日は各会場において感染防止対策（体温の確認、消毒用アルコールの設置、定期的な換気の実施及び間隔を取った座席配置など）を講じるとともに、体調不良の方には受験を控えていただくようお願いする場合があります。具体的な内容については、受験票で確認するとともに、随時、経済産業省ホームページで確認ください。

受験願書の提出先

- 願書を折り曲げずに入れた角型2号封筒（A4判サイズが入る大きさ）表面に「計量士国家試験願書在中」と明記した上、郵便局窓口から簡易書留で郵送してください。
- 簡易書留以外は受付不可。提出先への直接の持ち込みもできません。
- **願書は、令和3年8月6日（金）までの消印有効です。**
- 願書の提出先は下記のとおりです。

【受験願書の提出先】

〒277-8691 日本郵便株式会社 柏郵便局 私書箱第5号
計量士国家試験受験サポートセンター

電話番号：03-5209-0553

（土日祝日を除く10時00分から17時00分）

※注意

- ・上記以外の郵便局に誤って送った場合、願書の受付はできません。
- ・経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各経済産業局消費経済課及び沖縄総合事務局経済産業部商務通商課では受け付けておりません

第72回試験 試験地（予定）

北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（東京）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中国（広島）、四国（高松）、九州（福岡）、沖縄（那覇）

※（ ）内は変更となる場合があります。

※試験会場は、令和3年11月16日（火）（予定）に送付します受験票（封書）で試験会場案内として確定した場所を通知しますので、受験票により試験会場を確認してください。

第72回計量士国家試験受験関係スケジュール

【令和3年】

- | | | | |
|--------------------|--------|--|--|
| ○7月1日(木) | ↑
↓ | ・受験願書配布開始 | |
| | | ・ 受験願書受付開始 ……………(p.4参照)
簡易書留の郵送で受付 | |
| ○ <u>8月6日(金)</u> | | ・ 受験願書受付終了 | |
| ○10月13日(水) | | ・受験票記載項目の変更届 不 切……………(p.8参照)
・試験地の変更届 不 切 | |
| ○11月16日(火)(予定) | | ・受験票(封書)の送付……………(p.4参照) | |
| ○ <u>12月12日(日)</u> | | ・ 試験日 ……………(p.5参照)
・合格証書関連の変更届 不 切 | |
| ○12月13日(月)(予定) | | ・正解番号の発表……………(p.7参照) | |

【令和4年】

- | | | |
|-----------|--|--------------------------|
| ○2月中旬(予定) | | ・合格者の受験番号の発表……………(p.7参照) |
| ○3月中旬(予定) | | ・合格証書の送付……………(p.7参照) |

※合格発表については、経済産業省のホームページに掲載いたします。

<https://www.meti.go.jp/information/license/index.html>

I 計量士制度の概要

1. 計量士制度の必要性

経済取引の発達、産業技術の進歩、環境計測に係る社会的要請の高まり等に伴い、要求される計量技術は高度化し、かつ、専門化してきています。このような情勢に対応し、計量に関する専門の知識・技術を有する者が、一定の資格を得て、一定分野の職務を分担することによって、適正な計量の実施の確保を推進することが必要であるとの考え方から、計量法は計量士の制度を設けています。

2. 計量士の職務及び計量士の区分

計量士は計量管理を職務とする者です。ここで、計量管理とは「計量器の整備、計量の正確の保持、計量の方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずること」ですが、計量管理技術の高度化に伴い、「計量管理」の内容は、計量の対象、計量の目的、計量の手法、使用する計量器の種類等あらゆる面において専門化されています。

平成6年の計量士国家試験から、計量士の区分は、環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士の3区分で実施しております。

3. 計量士の登録

- (1) 計量士になろうとする者は、経済産業省令で定める計量士の区分（「環境計量士（濃度関係）」、「環境計量士（騒音・振動関係）」及び「一般計量士」）ごとに、登録を受けようとする計量士の区分に係る計量士国家試験に合格し、かつ、当該計量士の区分に応じて次に掲げるいずれかの要件を満たさなければなりません。

① 環境計量士（濃度関係）

- ・ 濃度に係る計量に関する実務に一年以上従事していること。
- ・ 計量法施行規則第119条第5号に規定する環境計量講習（濃度関係）を修了していること。
- ・ 薬剤師の免許を受けていること。
- ・ 職業訓練指導員免許（免許職種が化学分析科であるものに限る。）を受けていること。
- ・ 職業能力開発校（訓練科が化学系化学分析科であるものに限る。）を修了していること。
- ・ 技能検定のうち、検定職種を化学分析（等級の区分が一級又は二級のものに限る。）又は産業洗浄（実技試験の科目を化学洗浄作業とするものに限る。）とするものに合格していること。
- ・ 技術士（衛生工学部門に係る登録を受けている者に限る。）の登録を受けていること。

② 環境計量士（騒音・振動関係）

- ・ 音圧レベル及び振動加速度レベルに係る計量に関する実務に一年以上従事していること。
- ・ 計量法施行規則第119条第6号に規定する環境計量講習（騒音・振動関係）を修了して

いること。

- ・ 職業訓練指導員免許(免許職種が公害検査科であるものに限る。)を受けていること。
- ・ 職業能力開発校(訓練科が化学系公害検査科であるものに限る。)を修了していること。
- ・ 技術士(物理及び化学を選択科目とする応用理学部門に係る本試験に合格した者に限る。)の登録を受けていること。

③ 一般計量士

- ・ 計量に関する実務に一年以上従事していること。

(2) 上記(1)の要件のうち、計量に関する実務の具体的な内容については、「計量法施行規則第51条第4項及び第54条第3項の規定に基づき経済産業大臣が別に定める基準等について」(経済産業省告示第63号)において詳細に規定されています。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/jitsumu-siken.htm

II 計量士国家試験及び受験手続について

○今年度の計量士国家試験の実施に関する留意事項について(再掲)

新型コロナウイルス感染症を巡る状況等によっては、試験実施の延期や会場変更等をせざるを得ない場合等があり、試験実施の情報について、経済産業省ホームページ(以下のURL)に随時掲載します。

URL:<https://www.meti.go.jp/information/license/index.html>

また、試験当日は各会場において感染防止対策(体温の確認、消毒用アルコールの設置、定期的な換気の実施及び間隔を取った座席配置など)を講じるとともに、体調不良の方には受験を控えていただくようお願いする場合があります。具体的な内容については、受験票で確認するとともに、随時、経済産業省ホームページで確認ください。

1. 試験の区分

計量士国家試験は、環境計量士(濃度関係)、環境計量士(騒音・振動関係)及び一般計量士の区分ごとに、いずれの区分も同一の日時に行われます。

2. 受験資格

環境計量士(濃度関係)、環境計量士(騒音・振動関係)、一般計量士のいずれも学歴、年齢の制限はありません。(計量に関する実務経験も不要です。)

3. 試験の内容、試験科目及びその範囲

試験の内容、科目及びその範囲については次頁の表に示すとおりです。

試験問題は、1科目の出題数を25問とし、各科目の試験時間は70分です。

出題の形式は、1つの問に対して五肢択一式です。満点は1科目100点で1問の配点は4点とし、マークシートによる回答です。

計量士国家試験については、受験区分(濃度関係、騒音・振動関係又は一般)に応じた専門2科目の合計点と共通2科目の合計点両方が合格基準点を超過していることによって合否判定がなされます。ま

た、試験科目の一部免除が適用される受験者は、専門2科目の合計点のみが合否判定の対象となります。合格基準点については、専門2科目、共通2科目とも、概ね120点以上です。確定の合格基準点については、令和4年2月中旬（予定）の合格発表で確認してください。

試験の内容、試験科目及びその範囲

試験の区分		環境計量士（濃度関係）	環境計量士（騒音・振動関係）	一般計量士
		濃度の計量及び計量管理に必要な知識及び技術を有しているかどうかを判定する試験です。	音圧レベル及び振動加速度レベルの計量及び計量管理に必要な知識及び技能を有しているかどうかを判定する試験です。	濃度、音圧レベル及び振動加速度レベル以外の物象の状態の量に係る計量及び計量管理に必要な知識及び技能を有しているかどうかを判定する試験です。
試験科目及びその範囲	専門科目	①環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び化学に関する基礎知識） 〈出題範囲〉 イ 環境関係法規 ・ 環境基本法 ・ 大気汚染防止法 ・ 水質汚濁防止法等 ロ 化学	①環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び物理に関する基礎知識） 〈出題範囲〉 イ 環境関係法規 ・ 環境基本法 ・ 騒音規制法 ・ 振動規制法等 ロ 物理	①計量に関する基礎知識 〈出題範囲〉 イ 物理 ロ 数学
		②化学分析概論及び濃度の計量 〈出題範囲〉 イ 化学分析の応用一般 ロ 濃度の計量単位 ハ 濃度計に係る基礎原理、取扱い、保守管理、その他濃度の計量一般に関する知識	②音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量 〈出題範囲〉 イ 音響・振動の性質等に関する知識、波動の基礎、音響系・振動系、聴覚や人体の振動応答 ロ 音圧レベル及び振動加速度レベルの計量一般に関する知識、用語と定義、測定器と測定・評価、法令（技術的内容）	②計量器概論及び質量の計量 〈出題範囲〉 イ 計量一般に関する知識 ロ 計量器に係る基礎原理、取扱い、保守管理、その他計量一般に関する知識
	共通科目	③計量関係法規 〈出題範囲〉 計量法の体系全般にわたる知識		
	科目	④計量管理概論 〈出題範囲〉 イ 計量管理及び計量器の管理に関する基礎知識 ロ 計量管理の計画・実施に関する知識 ハ 計量管理に係る各種手法に関する知識		

4. 試験科目の一部免除

既に環境計量士（濃度関係）、環境計量士（騒音・振動関係）及び一般計量士に係る計量士国家試験のいずれかに合格している者が、他の試験区分を受験する場合には、その者の願いにより、試験科目のうち「計量関係法規」及び「計量管理概論」の試験が免除されます。

注意：

- (1) 環境計量士（濃度関係）及び環境計量士（騒音・振動関係）の合格者には、昭和50年から平成5年まで実施した環境計量士に係る計量士国家試験に合格している者を含みます（計量士の登録を受けているか否かは問いません）。
- (2) 一般計量士合格者には、昭和28年から昭和49年まで実施した旧制度による試験の合格者及び昭和50年から昭和52年まで実施した従前の例による試験において全科目合格になった者を含みます（計量士の登録を受けているか否かは問いません）。
- (3) 計量行政審議会が計量士国家試験に合格した者と同等以上の学識経験を有するものと認められた者は含まれません。
- (4) 免除申請の手続きについては、「Ⅲ 受験願書の記入要領」をよく読んでください。

5. 受験願書の提出先

- 願書を折り曲げずに入れた角型2号封筒(A4判サイズが入る大きさ)表面に「計量士国家試験願書在中」と明記した上、郵便局窓口から簡易書留で郵送してください。
- 簡易書留以外は受付不可。提出先への直接の持ち込みもできません。
- 願書の提出先は下記のとおりです。

【受験願書、特別措置に関する申請書の提出先】

〒277-8691 日本郵便株式会社 柏郵便局 私書箱第5号
計量士国家試験受験サポートセンター

電話番号：03-5209-0553

(土日祝日を除く10時00分から17時00分)

※注意

- ・上記以外の郵便局（提出先）に誤って送った場合、願書（変更届）の受付はできません。
- ・経済産業省産業技術環境局基準認証政策課計量行政室、各経済産業局消費経済課及び沖縄総合事務局経済産業部商務通商課では受け付けておりません

6. 受験願書の受付期間

令和3年7月1日(木)から令和3年8月6日(金)まで(受付期間中の消印有効)

7. 受験票及び試験会場案内の送付

受験願書が受付された場合は、本人あてに、令和3年11月16日(火)に受験票（試験会場案内を含む封書）を郵送します。受験票が令和3年11月26日(金)を過ぎても到着しないときは、計量士国家試験受験サポートセンターにお問い合わせください（電話：03-5209-0553（土日祝日を除く10時00分から17時00分））。

8. 試験日

令和3年12月12日（日）

環境計量士(濃度関係)、環境計量士(騒音・振動関係)及び一般計量士の試験のいずれも、同日程にて行われます。したがって、異なる試験区分の同時受験はできません。

9. 試験地（予定）

試験の区分	環境計量士(濃度関係)	環境計量士(騒音・振動関係)	一般計量士
試験地	北海道（札幌）、東北（仙台）、関東（東京）、中部（名古屋）、近畿（大阪）、中国（広島）、四国（高松）、九州（福岡）及び沖縄（那覇）の全国9箇所 ※（ ）内は変更となる場合があります。		

10. 試験の時間割及び試験方法

(1) 時間割 ※変更になる場合があります。

区分 時間	環境計量士 (濃度関係)	環境計量士 (騒音・振動関係)	一般計量士
8:55～9:10	準備時間（試験についての注意事項説明、問題用紙・答案用紙の配布）		
9:10～10:20	環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び化学に関する基礎知識）	環境計量に関する基礎知識（環境関係法規及び物理に関する基礎知識）	計量に関する基礎知識
10:20～10:40	休憩時間		
10:40～10:50	準備時間（試験についての注意事項説明、問題用紙・答案用紙の配布）		
10:50～12:00	化学分析概論及び濃度の計量	音響・振動概論並びに音圧レベル及び振動加速度レベルの計量	計量器概論及び質量の計量
12:00～13:00	昼食時間		
13:00～13:10	準備時間（試験についての注意事項説明、問題用紙・答案用紙の配布）		
13:10～14:20	計量関係法規		
14:20～14:40	休憩時間		
14:40～14:50	準備時間（試験についての注意事項説明、問題用紙・答案用紙の配布）		
14:50～16:00	計量管理概論		

(2) 試験方法

環境計量士（濃度関係）、環境計量士(騒音・振動関係)及び一般計量士の試験はいずれも、マークシートによる回答により行われます。

11. 電卓等の使用禁止

全ての試験区分において電卓の持ち込み、通信機器及び計算機能付き機器の使用を禁止します（※筆算等に対応することになります。）

12. 試験申込みに必要な書類等

【①すべての受験者が用意するもの】

(1) 受験願書

「V 受験願書の記入要領」及び「記入例」をよく読んで記入してください。

※ 「受験願書」は、経済産業省ホームページに掲載されている試験案内
(<https://apps.ibt-cloud.com/keiryoushi/user/> : 以下同様) からダウンロード可能です。

(2) 収入印紙 8, 500円

受験手数料として願書に貼る。国の収入印紙であり、地方自治体の収入証紙等ではありません。

※ 下記②(4)の受理印が押印された振替措置申出書の原本を提出した者は、収入印紙の貼付は不要。

(3) 写真

縦4cm ×横3cm の大きさのもので、願書提出前6ヶ月以内に正面、半身、脱帽で鮮明に撮影し、裏面に氏名及び管理番号を自署したもの。

※ 写真は試験当日の本人照合に使用します。白黒・カラーの別は問いませんが、不鮮明なもの、集合写真やスナップ写真等の切り抜き、修正写真、コピー等は認められません。また、「腰から上の写真で顔が小さい」「顔に影がかかり判別しにくい」「背景に窓や扉が写り込んでいて判別しにくい」「正面写真ではない」などの場合は、写真の交換をお願いする場合があります。

※ デジタルカメラで撮影した写真は、必ずデジタルカメラ専用の用紙にプリントしてください。コピー（普通）用紙に印刷したものは認められません。

(4) 84円切手

受験票（封書）の送付用です。願書には貼らずに、クリップ等でとめてください。

【②該当する受験者のみ用意するもの】

(1) 合格証書の写し

試験科目の一部免除を申請する方のみが必要です。また、合格証書の再交付が必要な方は、受験願書の受付期間までに経済産業省計量行政室に再交付申請（令和3年8月6日（金）までの消印有効）をしていれば免除が認められます。ただし、**受験願書は必ず受験願書の受付期間内に提出してください。**合格証書を再交付申請中のためやむを得ず願書に合格証書の写しを貼付できない場合は、合格証書の写し貼付欄上部「合格証書再交付申請中」の□にレ点を入れてください。

(2) 公的な証明書の写し

氏名に常用漢字以外の字体を使用している方は、受験願書と一緒にその字体が記載されている証明書（運転免許証、マイナンバーカードのおもて面、健康保険証又はマイナンバーの記載のない住民票など）の写しを提出してください。なお、合格証書にのみ外字を使用します。

(3) 特別措置に関する申請書

障がい等のため、受験に際して何らかの措置を希望する方は、p.12の様式に従って「特別措置に関する申請書」を作成し、障がい者手帳の写し又は医師の診断書等その程度を証明又は説明する書類を添付して受験願書とともに提出してください。障がい等の程度に応じ、個別に対応いたします。

なお、試験近日又は当日に申し出られても、公平性の担保・準備期間等の観点から対応するこ

とができませんので、あらかじめご了承ください。

※ 「特別措置に関する申請書」は、経済産業省ホームページに掲載されている試験案内の中からもダウンロード可能です。

(4) 受理印が押印された振替措置申出書の原本

令和2年度計量士国家試験「受験自粛者への措置」に伴う振替措置申出書を提出した方で、令和3年12月（第72回）計量士国家試験の受験を希望する方は、受理印が押印された振替措置申出書の原本を受験願書とともに提出してください。

13. 受験手数料

試験科目の一部免除を申請する者を含むすべての受験者（上記12.②(4)に該当する者は除く。）において、受験手数料として8,500円の収入印紙を受験願書の指定された箇所に貼ってください。なお、消印はしないでください。収入印紙は、額面の合計額が所定の金額（8,500円）になるように注意してください。収入印紙は郵便局等で購入できます。

※都道府県等が発行する「収入証紙」ではありませんので、お間違いのないようご注意ください。

※受験手数料の領収書は発行できませんので、「収入印紙」購入時の領収書を大切に保管してください。

14. 合格者の発表

(1)試験の区分及び試験地ごとに、合格者の受験番号を経済産業省ホームページ

(<http://www.meti.go.jp/information/license/index.html>)に掲載（令和4年2月中旬予定）

するとともに、合格証書を郵送します（令和4年3月中旬予定）。なお、不合格者には通知いたしません。また、経済産業省ホームページにおいて正解番号を令和3年12月13日（月）に掲載する予定です。

(2)試験の合否結果についての照会に対しては、一切応じません。

15. 個人情報の取扱いについて

受験願書、答案用紙等に記入された個人情報については、計量士国家試験の事務以外に使用することはありません。

16. 願書に記載の管理番号について

受験願書には、1通ごとに10桁（ハイフン含む）の管理番号を割り振っています。

この管理番号は、11月中旬以降受験票がお手元に届くまでの間、願書配布サイトで願書の到着確認をする場合や計量士国家試験への問合せをする場合にご利用いただく番号です。

受験願書（別刷りのもの）に当該管理番号を印字していますので、必ず手元にお控えの上、紛失することのないようお願いいたします。

17. 願書の到着確認について

提出いただく願書は、計量士国家試験受験サポートセンターで受理した後、願書配布サイト (<https://apps.ibt-cloud.com/keiryoushi/user/>)にて到着確認をしていただけます。インターネットに接続できる環境を用意いただき、ブラウザで願書配布サイトにアクセスの上、ご自身の管理番号（10桁（ハイフン含む））を照会ください。

また、願書を郵送する際の簡易書留番号により、日本郵便株式会社の追跡サービスで、柏郵便局への到着が確認できます。<https://trackings.post.japanpost.jp/services/srv/search/input>インターネットに接続できる環境をどうしても用意できない場合は、計量士国家試験受験サポート

センター（電話：03-5209-0553（土日祝日を除く10時00分から17時00分））にお問合せいただき、管理番号と願書の到着確認の件をお申し出ください。

その際、管理番号を正確に覚えていない場合やわからない場合は回答すること、又はお調べすることはできません。

18. その他

- (1) 受験願書（郵便での請求、又はインターネットでのダウンロードによる出力を問わず、全ての願書）は1通ごとに管理番号を印字しています。コピーしたものや昨年以前に使用した願書を使用することはできません。
- (2) 郵送された提出書類、受験手数料等は、いかなる場合にも返還しません。
- (3) 願書に記載した試験の区分の変更は認めません。
- (4) 受験票送付用の切手や受験手数料における収入印紙について、規定額を超して貼付されていても超過分の返還はいたしません。
- (5) 申込みをした試験地の変更は、原則として認めません。ただし、転勤等やむを得ない事情がある場合は、勤務先の異動証明書等を添えて、変更届を下記宛先へ郵送で申し出てください。
令和3年10月13日（水）までに下記宛先に到着した分を受け付けます。
- (6) ①受験願書の提出後に、住所や氏名に変更があった受験者は、p.13の様式に従って「変更届」を作成し、封筒の表面に「計量士国家試験変更届在中」と明記の上、変更届を下記宛先に郵送で申し出てください。氏名変更の場合は、新しい氏名にフリガナをふり、必ず戸籍抄本等氏名変更が証明できるものを添付してください。
②受験票に記載する氏名・住所の変更届は、令和3年10月13日（水）までに下記宛先に到着した分を受け付けます。
③合格證書の送付先住所や氏名の変更届については、試験日（令和3年12月12日（日））までに下記宛先に到着した分を受け付けます。
④試験日以降に住所を変更した場合は、郵便局に転居届を提出してください。なお、氏名の変更がある場合は、合格後の計量士登録申請の際に、戸籍抄本等氏名の変更が証明できるものを添えて都道府県の計量検定所（又は計量担当部署）に申請ください。

※「変更届」は、経済産業省ホームページに掲載されている試験案内の中からもダウンロード可能です。

【変更届の提出先】※受験願書の提出先と異なる

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-24-3

FORECAST 神田須田町3F 計量士国家試験受験サポートセンター

電話番号：03-5209-0553（土日祝日を除く10時00分から17時00分）

(7) 試験問題、試験の合否等の問い合わせに対しては、一切応じません。

Ⅲ 受験願書の記入要領

必要事項が記載されていない等の不備願書が毎年多数提出されておりますが、不備願書は正式な願書とは認められないため、返却いたします。本受験の案内の記載要領や記載例等をよく読み、記載漏れがないようご注意ください。また、web 入力した願書を出力して提出する場合は、郵送前にその出力された記載内容（特に漢字の字体）を十分に確認してください。

※令和2年度計量士国家試験「受験自粛者への措置」に伴う振替措置申出書を提出した方で、令和3年12月（第72回）計量士国家試験の受験を希望する方は、受理印が押印された振替措置申出書の原本を同封してください。収入印紙の貼付は不要です。

<基本的な注意事項>

- 記入は、万年筆又はボールペン等により楷書（数字は算用数字）で丁寧に記入してください。
- 受験願書の太枠部分すべてに漏れなく記入してください。試験地や試験区分等を選択する部分については、□にレ点を記入してください。ただし、「試験科目の免除申請」については該当者のみ記入してください。
- 受験願書に記入される氏名及び生年月日は、本人確認、合格証書の作成に使用されます。氏名は戸籍どおりの文字を楷書で正確に記入してください。
合格証書に記載する漢字の字体と、計量士登録申請書に記載する漢字の字体が異なると、漢字の字体について確認が求められ、これを証明するための書類の提出を求められますので、細心の注意を払い願書に氏名を記載してください。
- 氏名に常用漢字以外の字体を使用している方は、受験願書と一緒にその字体が記載されている証明書（運転免許証、マイナンバーカードのおもて面、健康保険証又はマイナンバーの記載のない住民票など）の写しを提出してください。
- 「氏名」の記入欄で「フリガナ」となっている欄には、必ずカタカナで丁寧に記入してください。
- 新型コロナウイルス感染症を巡る状況から、計量士国家試験受験サポートセンターから試験実施に関する連絡や、不備願書の修正等のための問い合わせを行う場合がありますので、日中連絡が取れるよう携帯電話番号や電子メールアドレスは必ず記入してください。連絡がとれず、不備が解消できない場合は、受験票を作成することができませんのでご注意ください。

<受験願書の具体的な記入に関する注意事項>

- (1) 「氏名」は、楷書で正確に記入してください。
- (2) 「生年月日」は該当する年号の□にレ点を記入し、年月日については算用数字で記入し、一桁の場合は十の位の欄に「0」を記入してください。
※例えば、昭和29年8月3日生まれの人は、「昭和」の前の□にレ点を記入し、「29年08月03日」と記入します。

- (3)「現住所」は、受験票や試験に合格した場合の合格証書を送付する宛先になりますので、郵便物が届くように、必ず、郵便番号、都道府県名から正確に記入してください。
- (4)「連絡先」は、携帯電話番号、自宅電話番号、電子メールアドレスを必ず記入してください。
- (5)「受験票送付先住所」は、受験票を勤務先、または現住所と異なる場所で受け取りたい場合に記入してください。勤務先で受け取りたい場合は、必ず勤務先の名称も記入してください。現住所と同じであれば記入は不要です。

(6)「試験地」は、9つの試験地より希望する試験地を1つだけ選択して□にレ点を記入してください。

(7)「試験の区分」は受験を希望する区分を1つだけ選択して□にレ点を記入してください。複数の区分を同時に受験することはできません。

(8)「試験科目の免除申請」は、「Ⅱ-4. 試験科目の一部免除」に該当し、免除申請する場合には「免除あり」の□にレ点を記入してください。

「免除あり」を選択した場合、既に合格した試験区分の□にレ点を記入し、合格した年を算用数字で記入してください。例えば平成9年に合格した人は、「平成」の年号の□にレ点を入れ、09年と記入してください。

「試験科目の免除申請」をする方は、必ず「計量士国家試験合格証書」の写しを「合格証書の写し貼付欄」に貼付してください。氏名を変更した方は、戸籍抄本の写しも貼付してください。

注意：「合格証書」の写しが貼付されていない場合、又は「計量士登録証」、「計量士資格認定証」の写し等では免除申請はできません。

また、合格証書の再交付が必要な方は、受験願書の受付期間までに経済産業省計量行政室に再交付申請（令和3年8月6日（金）までの消印有効）をしていれば免除が認められます。ただし、受験願書は必ず受験願書の受付期間内に提出してください。合格証書を再交付申請中のためやむを得ず受験願書に合格証書の写しを貼付できない場合は、合格証書の写し貼付欄上部「合格証書再交付申請中」□にレ点を入れてください。

(9)写真[※]は縦4 cm ×横3 cm の大きさのもので、願書提出前6ヶ月以内に正面、半身、脱帽で鮮明に撮影したものを用意し、必ず裏面に氏名及び管理番号を自署し、貼付してください。

※ 写真は試験当日の本人照合に使用します。白黒・カラーの別は問いませんが、不鮮明なもの、集合写真やスナップ写真等の切り抜き、修正写真、コピー等は認められません。また、「腰から上の写真で顔が小さい」「顔に影がかかり判別しにくい」「背景に窓や扉が写り込んでいて判別しにくい」「正面写真ではない」などの場合は、写真の交換をお願いする場合があります。

※ デジタルカメラで撮影した写真は、必ずデジタルカメラ専用の用紙にプリントしてください。コピー用紙に印刷したものは認められません。

(10)「収入印紙」は、額面8,500円のもの[※]を消印しないまま、貼付してください。消印をしたもの、現金、郵便切手又は都道府県等が発行する収入証紙等では受け付けません。

※ 受験手数料の領収書は発行できませんので、「収入印紙」購入時の領収書を大切に保管してください。

(11)受験願書右上には84円切手を貼らずに、クリップ等でとめてください。受験票（封書）の送付用です。

(12)「最終学歴」は、差し支えなければ、下の枠の中から該当するものを選び、受験願書の枠内に番号を記入してください。ただし、在学中の方は、在学先を最終学歴としてください。

1 大学院	2 大学	3 旧高専	4 旧制高校	
5 短大	6 高専	7 高校・旧制中学	8 中学	9 その他

(13)「勤務先等の区分」は、差し支えなければ、下の枠の中から該当するものを選び、受験願書の枠内に01～25の番号を記入してください。

01 食品工業	11 金属製品製造業 (含金属塗装・めっき・属熱処理)	21 電気・ガス事業
02 繊維工業 (含染色整理業)	12 一般機械製造業	22 官公庁・公団等
03 紙・パルプ工業	13 電気機械製造業	23 環境計量証明事業
04 出版印刷・同関連工業	14 輸送機械製造業	24 学生 (無職者に限る)
05 化学工業	15 精密機械製造業	25 その他
06 石油・石炭製品製造業	16 その他製造業	
07 ゴム製品製造業	17 エンジニアリング工業	
08 窯業・土石製品製造業	18 鉱業	
09 鉄鋼業	19 建設業	
10 非鉄金属工業	20 運輸通信業	

※勤務先の事業内容が複数にまたがるときは、最もウエイトの高い業種を選択してください。ただし、「環境計量証明事業」に従事している者は、「23」を選択してください。

(14)会社や団体等で複数の受験者を取りまとめて願書を提出する場合は、受験者全員分の願書とp.16複数願書提出様式*に「取りまとめ担当者」「受験者全員分の氏名」を記入し同封、計量士国家試験受験サポートセンターまで簡易書留で送付してください。

同封していただいた受験願書の枚数と記入していただいた受験者の人数が合わない場合や、同封した願書に不備がある場合は、「取りまとめ担当者」に連絡させていただく場合があります。

※この様式は、願書配布サイト (<https://apps.ibt-cloud.com/keiryoushi/user/>) から word2010 形式でダウンロード可能です。

特別措置に関する申請書

令和 年 月 日

経済産業大臣 殿

管理番号	
氏名	

○希望する特別措置（希望する事項の「希望する」の文字を○で囲んでください。）

拡大問題用紙の提供	マークシートに代わる問題記入解答用紙の提供	拡大鏡等の持参使用	補聴器の持参使用	照明器具の持参使用	車いすで座れる机の提供	試験室までの介助者の同伴	注意事項等の文字による伝達	試験時間中の糖質類等の捕飲食及び服薬等
希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する	希望する

その他の配慮希望事項（上記の記載事項以外で、希望する配慮事項があれば具体的に記入すること。）

○特別措置が必要な理由

障がいの種類、程度、症状等、特別措置が必要な理由を具体的に記入すること。

※障がい者手帳の写し又は医師の診断書等その程度を証明する書類を添付してください。

(変更届様式)

変更届

令和 年 月 日

願書提出時の情報

氏名	フリガナ	管理番号	受験番号 <small>受験票受領後に記入</small>
	漢字		
生年月日	和暦で記入 年 月 日	受験番号	
現住所	〒		
送付先住所	〒		

※送付先住所：受験票・合格証書の送り先

試験地	
-----	--



変更する項目を記入

<input type="checkbox"/> 現住所の変更	〒
<input type="checkbox"/> 送付先住所の変更 (受験票・合格証書の送り先)	〒
<input type="checkbox"/> 電話番号の変更	携帯電話番号 - - 自宅電話番号 - -
<input type="checkbox"/> 氏名の変更	フリガナ 漢字
<input type="checkbox"/> 電子メールアドレスの変更	
<input type="checkbox"/> 試験地の変更	

この変更届と戸籍抄本等氏名変更が証明できるものをご提出ください。

この変更届と勤務先の異動証明書等をご提出ください。

【変更届の提出先】

〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-2 4-3 FORECAST 神田須田町3F
計量士国家試験受験サポートセンター
電話番号：03-5209-0553 (土日祝日を除く10時00分から17時00分)

IV 第72回計量士国家試験についての照会先

株式会社 CBT ソリューションズ 計量士国家試験受験サポートセンター

電話番号：03-5209-0553

試験日前日までの土日祝日を除く10時00分から17時00分

試験日前日（令和3年12月11日(土)）は、10時00分から17時00分

試験日当日（令和3年12月12日(日)）は、8時00分から17時00分

問合せフォーム <https://hw.cbt-s.info/inquiry/user/inquiry/2>

※上記の時間外に登録された問い合わせは、翌営業日以降の回答になります。

V 受験者の心得について

1. 受験票

願書受付後に送付する受験票（受験番号・試験会場の所在場所をお知らせするもの）は、試験を受ける際に必要ですので、大切に保管し、試験当日は必ず持参してください。合格発表等試験に関する一切の事務処理は受験番号に基づいて行いますので、受験番号は必ず別に控えておくとともに、受験票は試験終了後も大切に保管しておいてください。

2. 試験当日の注意事項

(1) 試験会場への入場

新型コロナウイルス感染症を巡る状況により、試験会場で検温等を実施する場合がありますので、受験票に記載される集合時間までに、必ず会場に参集ください。また、会場内では、必ずマスクを着用するとともに、定期的な換気に伴う防寒対策を準備ください。

注意事項の説明等を試験開始15分前から行いますので、午前8時55分までに指定の教室に必ず入室してください。試験開始後の入室は原則として認めません。ただし、公共交通機関の遅延等のやむを得ない事情による遅刻の場合には、試験開始後30分まで入室を認めることとしますので、係員の指示に従ってください。（遅延証明書を必ずご持参下さい。）

(2) 受験票の持参

試験当日は、第72回計量士国家試験の受験票を必ず持参してください。受験票を忘れると受験できない場合があります。

(3) 昼食の持参

試験当日は日曜日のため、試験会場付近の飲食店等は休業している場合がありますので、昼食を持参された方が良いと思われます。また、教室以外で昼食をとる場合は、密集しないようにご留意ください。（ゴミは各自持ち帰りください）

(4) 筆記用具の持参

HBの鉛筆、プラスチック消しゴム、鉛筆削り、定規

シャープペンシルを使用する場合は芯の太さが0.7mm以上のHBを使用してください。

※H等の薄い鉛筆、色鉛筆、万年筆、ボールペン、サインペン等は使用できませんのでご注意ください。

3. 試験室内における注意事項

- (1) 着席順は、はり紙、黒板等に明示しますので、これに従って着席してください。
- (2) 着席後は、受験番号がわかるように机の上に受験票を置いてください。
- (3) 試験時間中、机の上に出しておける物は、受験票のほか次のものに限ります。
 - ①HBの鉛筆、HBで芯の太さが0.7mm以上のシャープペンシル、プラスチック消しゴム、鉛筆削り、定規
 - ②時計（スマートウォッチは使用不可、通信及び計算機能付きは不可、必ずアラームを解除すること）これ以外のものを机の上に置くことを禁じます。
- (4) 受験者は、すべて係員の指示に従ってください。指示に従わない者及び試験室内の秩序を乱す者に対しては、退室を命じます。
- (5) 試験室内及び試験時間中は、携帯電話やスマートフォン、スマートウォッチ等の通信機器及び電卓等の計算機能付き機器は使用できませんので電源を切り、必ず鞆の中にしまってください。試験時間中にトイレ等のやむを得ない理由で係員の許可を得て離席する場合においても、これらを持ち出すことはできません。（係員がこれらを所持していないことを確認します。）
- (6) 試験時間中、持参した時計が使用できなくなった等により時刻がわからなくなった方は、着席のまま手を挙げて係員に申し出てください。
- (7) 上記（1）から（5）までの注意事項を守らない等、不正行為と見なされた場合は、当該受験の停止や無効、もしくは今後の受験をお断りすることがあります。
- (8) 問題の内容に関する質問には、一切お答えできません。なお、問題及び答案用紙に落丁、乱丁、印刷不鮮明等の箇所があった場合は、着席のまま手を挙げて係員に申し出てください。
- (9) 答案用紙を著しく汚した場合は、係員にその旨を告げ、取り替えてもらってください。ただし、時間内に写し終えるものとします。
- (10) 試験開始後30分以内及び試験終了前10分以内は退室できません。
- (11) 試験問題については、試験終了後、持ち帰り可能です。ただし、途中退室する場合は、試験問題を机の上に置いたまま退室してください。
- (12) 答案用紙はいかなる場合（例えば白紙答案）でも、すべて提出してください。
- (13) 一度退室した者は、当該科目の試験が終了するまでは入室できません。

4. その他

- (1) 試験室内は禁煙です。指定された場所以外では喫煙をしないでください。
- (2) 試験会場までの所要時間は、交通混雑・乗継・天候不順等で予想以上に時間がかかることがありますので、十分余裕をみて試験会場に集まってください。
- (3) 試験会場によっては駐車場が使用できない場合がありますので、その際には必ず公共交通機関等をご利用ください。
- (4) 試験会場によっては暖房設備が使用できない場合がありますので、防寒には十分注意してください。
- (5) 試験当日の忘れ物については、試験実施後1ヶ月保管しますので、必ず期間内に計量士国家試験受験サポートセンター（電話：03-5209-0553（土日祝日を除く10時00分から17時00分））までご連絡ください。

(複数願書提出様式)

取りまとめ担当者

提出日	
会社・団体名	
部署名	
担当者名	
電話番号	
電子メールアドレス	

同封する受験者の管理番号、氏名

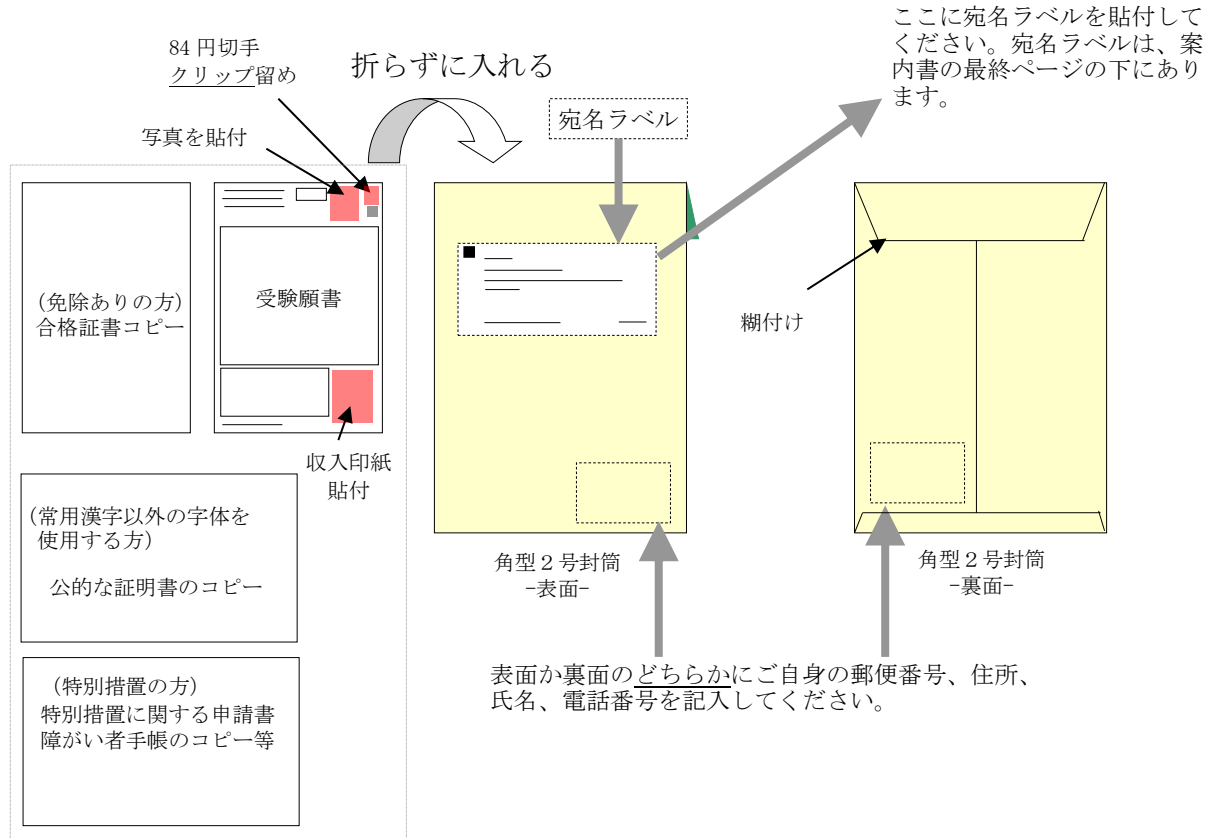
No	管理番号	受験者氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

※受験者が20名より多い場合は行を追加・加工してご利用ください。

合計 名

受験願書提出用封筒の作成方法

下の図を参考に受験願書提出用封筒を作成してください。



受験願書を提出する前に次の6項目をチェックしてください

- 受験願書の各項目に誤り（漢字の字体等）や記入漏れがないことを確認した
- 84円切手をクリップ留めした
- 規定の大きさの証明写真を貼付した
- 8,500円分の国の収入印紙を貼付した
- 受験申請に必要な書類は受験願書に貼付（合格証書の写し）又は同封した
- 受験願書の10桁（ハイフン含む）の管理番号は手元に書き留め、保管してある

すべてのチェックが終わりましたら、日本郵便の窓口にて令和3年8月6日（金）までの消印が押されることを確認し、「簡易書留」で郵送手続きをお願いします。

〒277-8691

日本郵便株式会社 柏郵便局 私書箱第 5 号

計量士国家試験受験サポートセンター

計量士国家試験願書在中